

No.115
平成20年9月発行

発行者 福島県小野町議会
編集 議会広報編集委員会
〒963-3492
福島県田村郡小野町
大字小野新町字館廻92
☎0247-72-2111(代)

笑顔とがんばりのまち

おの また

議会だより

六月定例会

第二回臨時会

- ◇ 平成十九年度一般会計補正予算など
六件の専決処分を承認
- ◇ 町有林おすそわけ事業に伴う財産の無償
譲渡についてなど可決
- ◇ 六人の議員から一般質問
- ◇ 七生根線道路拡幅・舗装工事請負契約など可決
- ◇ 二名の農業委員会委員を推薦



— 田村市町議会議員研修会 —
研修会席上であいさつする大和田議長

6月定例会 6月12日～17日

平成20年第2回定例会は、6月12日から17日まで開かれました。会議では補正予算の専決処分の承認についてなど11議案を原案のとおり決定したほか、議員提出議案3議案が提出され、それぞれ原案のとおり決定しました。

一般質問は6名の議員が行い、町政各般にわたり町長の考えをたしました。



6月定例会本会議

専決事項

◆平成十九年度小野町一般会計補正予算(第四号)の専決処分の承認

平成二十年第一回定例会後に確定した特別地方交付税の増額、老人保健特別会計において支払基金交付金等に歳入不足が生じたため、一般会計から老人保健特別会計への繰出金の増額及び国民健康保険特別会計において財政安定化支援事業繰入金、出生育児一時金の確定に伴い町負担分歳入調整の必要が生

じたため、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金の増額について緊急に所用の調整を行う必要があったため、平成二十年三月三十一日専決処分したものです。

補正予算の内容については、歳入において、特別地方交付税の確定により、地方交付税四千五百八十六万二千円を増額し、歳出において、老人保健特別会計繰出金千九百九十九万七千円、国民健康保険特別会計繰出金二百五十八万四千円、財政調整基金積立金

二千三百二十八万一千円の増額補正を行ったものです。

専決処分後の一般会計歳入歳出予算の総額は四十三億二千三百三十二万八千円となるものです。

なお、平成十九年度末の財政調整基金残高は六億六千六百三十九万五千円となるものです。

◆平成十九年度小野町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)の専決処分の承認

財政安定化支援事業繰入金、出産一時金の確定に伴い、歳入において一般会計繰入金二百五十八万四千円を増額補正し、歳出で出産育児一時金費

五百万円と歳入歳出の過不足調整のため予備費百五十三万四千円を増額補正する予算を平成二十年三月三十一日に専決処分したもので、歳入歳出予算総額十三億九千七百七十三万九千円とするものです。

◆平成十九年度小野町老人保健特別会計補正予算(第三号)の専決処分の承認

医療給付費等の確定により三千百五十一万六千円の減額補正をするともに、歳入においては、平成十九年度の確定額が所要額より大幅な減額となった老人医療費交付金国庫

負担金、県負担金等の減額補正と、減額に伴う歳入不足を補うため一般会計から繰入金

一千九百九十九万七千円の増額補正する予算を平成二十年三月三十一日専決処分したもので、総額十二億六千四百十三万九千円とするものです。

なお、老人医療費交付金等の不足分については平成二十年度において精算交付されるものです。

◆小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が平成二十年三月三十一日公布、四月一日から施行されたことに伴い、関連する町条例の一部を改正する必要があるため専決処分したもので、改正の内容については、国民健康保険税後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額の基準額を定めること、課税限度額の変更、特定世帯に係る減額措置等関係条文の整備を行ったものです。

日付けの政令で定められたことに伴い専決処分したもので、改正の内容については、改正戸籍法において戸籍の公開制度の原則を見直し、戸籍の請求することができる場合を制限するとともに、戸籍の謄本等の請求をする者の本人確認事項の追加、戸籍の真实性を担保するため、戸籍の届出をする者の確認手続及び通知手続等、所要の整備がされたことに伴い条例中の文言の整備を行ったもので、法の施行に併せ平成二十年五月一日より施行したものです。

◆小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

戸籍法の一部を改正する法律の施行日が、平成二十年三月七

日付けの政令で定められたことに伴い専決処分したもので、改正の内容については、改正戸籍法において戸籍の公開制度の原則を見直し、戸籍の請求することができる場合を制限するとともに、戸籍の謄本等の請求をする者の本人確認事項の追加、戸籍の真实性を担保するため、戸籍の届出をする者の確認手続及び通知手続等、所要の整備がされたことに伴い条例中の文言の整備を行ったもので、法の施行に併せ平成二十年五月一日より施行したものです。

地方税法の一部を改正する法律等が平成二十年四月三十日に公布され、同日から施行されることに伴い、関連する町条例の一部を改正する必要があるため四月三十日専決処分したもので、改正の内容については、個人町民税のエンジェル税制について、平成二十一年三月三十一日までの特例を前倒しで廃止するもので、納税者に対する混乱を避けるため、法の改正に準じて平成二十年四月三十日に公布・施行したものです。

一定の要件を満たす企業の株式を取得した投資家が、株式の譲渡等によって、利益・損失が生じた場合の税制優遇措置

※1 エンジェル税制

一定の要件を満たす企業の株式を取得した投資家が、株式の譲渡等によって、利益・損失が生じた場合の税制優遇措置

一定の要件を満たす企業の株式を取得した投資家が、株式の譲渡等によって、利益・損失が生じた場合の税制優遇措置

条 例

◇小野町税条例の一部を改正する条例について

地方税法の改正により、個人住民税における寄付金税制の根本的な拡充、地方公共団体に対する寄付金制度の見直し、上場株式等の配当・譲渡益の軽減率の廃止及び損益通算の拡大、公的年金からの特別徴収制度を導入するものです。

法人税では、公益法人制度改革への対応を行い、また、固定資産税関係については、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置を創設し、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長を行うもので平成二十年四月一日より規定ごとに順に適用、施行するものです。

◇小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

医療制度改正に伴い、今までの「医療費分」が本年度から「医療費分」と「後期高齢者支援助金等分」に区分され、さらに「介護分」と併せ算定を行うもので、改正条例は、平成二十年四月一日より適用するものです。

◇小野町上水道事業給水条例の一

部を改正する条例について

水道事業は、平成元年以来十九年間、料金改定を行わず、現行料金収入、町からの補助金等により運営してきましたが、燃料費の高騰、第二次拡張事業に係る営業費用の増等により、町からの補助金を一定額、増額しても収支のバランスが保てないため各用途別基本料金、超過料金を改定し収支のバランスを図る計画であり、平均四・八パーセント、金額にして一立方メートル当たり約十円の改定となるもので、平成二十年八月一日から施行し、本年十月分として徴収する料金から適用させるものです。

◇小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について

保護者の所得状況に応じて経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差是正を図るため、地方公共団体が実施する就園奨励事業に対して、国が経費の負担の一部を補助する幼稚園就園奨励費補助金交付要綱改正に伴い優遇措置の拡大がなされたため、当町においても同様の優遇措置の緩和を行うため、条例の一部改正を行うもので、従来の減免条件について、小学校二年生までの兄・姉に加え、小

学校三年生までに拡大し平成二十年四月一日から適用するものです。

そ の 他

◇財産の無償譲渡について

平成十九年十月に制定した、「笑顔とがんばり小野町定住・二地域居住推進事業実施要領」に定める町有林おすそわけ事業の第一号申請がなされたため、町有林の立木（杉）十立方メートルを無償譲渡するものです。

報 告

◇平成十九年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告について

農業用施設等災害復旧事業に係る平成十九年度予算の一部、二千三百三十六万円、また、現年災公共土木施設災害復旧事業に係る平成十九年度予算の一部四千五百七十七万円を平成二十年へ繰越す旨の報告があったものです。

請 願 ・ 陳 情

平成二十年度第二回定例会で審査した陳情と審査結果は次のとおりです。（一）内は提出者名で敬称を略します。

◇保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情

（福島県保険医協会）
理事長 酒井 学
〔採択〕

◇ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情

（郡山地方農民連）
会長 宗像 孝
〔採択〕

議 員 提 出 議 案

議員提出議案三議案が提出



事業おすそわけ事業認定通知書交付式

され、それぞれ原案のとおり決定し、二件の意見書を内閣総理大臣外関係大臣等に提出したものです。

◇健康でより良い歯科医療の実現を求める意見書

歯科医療について、患者窓口負担を軽減することや歯周病等の治療・管理が保険給付として適切にできるようにするなど、良質な歯科医療が保険で提供できるよう診療報酬を改善することなどを求めるものです。

◇ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

国民が食糧を望まないうミニマムアクセス米が現在輸入されているが、米不足の中、その一部を飼料用に振り向けるといふ政府の計画があるため、ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強く働きかけることを求めるものです。

◇議員派遣について

地方自治法及び小野町議会会議規則の規定に基づき、研修等へ議員を派遣するものです。

平成二十年度 田村市町議会議員研修会

小野町、三春町、田村市の議会議員による田村市町議会議員研修会が、七月九日、田村市において、開催されました。

島県中地方振興局長、更に参議院議員や県議会議員等を交え、それぞれの抱える課題等について、意見交換を行いました。

研修会では、立命館大学教授・政治ジャーナリストの末延正氏を講師に迎え、「時局展望」と題し、今後の地方対策の取り組みや地方分権の諸問題、更に中央における政局等について、具体的な指針等を交えながら講演をいただきました。



「時局展望」と題した末延吉正氏(政治ジャーナリスト)の講演に聞きいる田村市町議員

企業対策特別委員会行政視察報告

企業対策特別委員会委員長 村上昭正

七月十六・十七日の二日間にわたり東京都内を中心に行政調査を行いました。宍戸町長、大和田議長に同行いただき、委員六名さらに町職員の計十二名で主に企業誘致に関する調査を行って参りました。

まず、福島県東京事務所を訪問し、県内の企業誘致状況の説明を受けました。経済産業省の企業立地満足度調査によると、大分県、岩手県について福島県は三位という調査結果で、企業誘致に熱心な自治体として企業は評価しているとの説明で、今後、東北地方全般ではあるが、許認可手続きの迅速さや人材斡旋の支援など、企業ニーズに対応できる体制整備が必要であるとのことでした。

次に、東京ビックサイトで行われている企業誘致フェアを視察致しました。フェアの内容は企業立地に関する情報提供の場として、各自治体、各企業の展示ブース、企業誘致フォーラム、出展団体のプレゼンテーションセミナーなど開催されておりましたが、有効な情報が得られなかったような気が致します。そんな中でも産業用建築物を手掛けている一企業が鶴庭工業用地の安価な土地代に大いに興味を示し立地希望企業があれば

紹介したいとのことでした。企業誘致を進める上で、情報はあらゆる業種から集めなくてはいけないと思います。

十七日は小野町の誘致企業でもある東レACE株式会社東京本社を表敬訪問いたしました。小野勝利会長、新谷浩之社長をはじめ役員の方々が快く対応していただき、同席いただいた福島工場の草野工場長に会社概要、工場の生産ライン等の説明を受けました。経営も社会状況の変化により厳しい環境にはあるが、新製品の開発、広範囲のセールス拡大も行いながら、経営努力していきたい、親会社である東レグループ関連会社にも小野町の企業誘致の情報を提供致しますとのこと、今後、東レACE株式会社の進展を心から望むところであります。最後に財団法人日本立地企業センターに行き企業立地の動向等を調査し、併せて鶴庭工業用地のPRも行って参りました。福島県東京事務所での説明を受けたとおり、近年東北地方への大手自動車関連の企業立地が著しいとの説明であり、岩手県の関東自動車、宮城県のセントラル自動車、そして福島県のデンソーなど自動車産業の立地が活発化し、

今後においても関連企業の誘致が期待できるのではないかとのこと、その要因として、地代が安価、人件費がかからない、人材が豊富、交通の便が良いなどが上げられる。とは言っても我が町においてはなかなか企業誘致を成功するのには厳しい状況に変わりはないと思います。まず企業が求める諸条件の早急な整備、幅広い立地情報の収集活動、多方面に渡るPR活動の実施など、他の自治体に遅れをとらないように進める必要があると思います。デンソーの進出により関連企業の誘致が必ずあると思われるので、時期を逃さないように企業対策特別委員会としても、引き続き誘致に対する調査活動を行い、町行政と一体となって誘致成功に導くことを委員全員の合意意見として、委員会視察調査の報告と致します。



東レACE(株)東京本社を訪問

一般質問

一般質問とは、一般事務全般にわたる執行状況や将来に対する方針等について、町執行部の考えをただすものです。
質問・答弁の内容は要約してあります。

六月の定例会の一般質問は、村上昭正、鈴木忠幸、橋本健、国分喜正、遠藤英信、石戸浩の六議員が町政全般にわたり質問を行いました。

ふるさと納税について 生徒の携帯電話の対策対応について 小野町保健委員会の見直しについて 行政情報広報のあり方について

村上昭正 議員



問 ふるさと納税制度についてお尋ねします。この制度は今年から自分の生まれ育ったふるさとや、これまで深い関わりのある地域に何らかの貢献、応援をしたいという皆さんの思いを生かすことがで

きるよう、都道府県や市町村に対して寄付していただきたときの寄付金税制を改正した制度ですが、我が町も独自性を持ったPRが必要だと思うがどのように取り組むのか伺いたい。

町長 ふるさと納税制度は、平成二十年四月三十日公布された地方税法改正により、個人住民税における地方公共団体に対する寄付金税制の拡大措置として導入されました。ふるさとに貢献したい、応援したいという思いを、居住地以外の自治体や二地域居住の地域などに対し、寄付していただくもの

で、大都市への税源偏在の是正、地方活性化を目的に創設されたものです。次年度の住民税の一分割を上限に、寄付金から五千円を差し引いた分が控除される制度です。町といたしましては、制度を有効に利用できるよう、寄付された方々に喜んで頂けるよう、積極的に取り組んで参りたいと考えております。現在、基本方針、使い道、PR方法等について庁内課長会議等で調整しております。決定次第早い機会に公表したいと考えております。

問 地元出身者の方々にダイレ

クトメールを送り、お願いする市町村もあると聞いておりますが、我が町では地元出身者の方々にはどのように対応されるのか伺いたい。

町長 町のホームページ、広報「おのまち」を中心にPR活動を展開していくとともに、「ふるさと小野町会」や「県庁小野町会」などの県外、町外在住者へは文書等による働きかけを実施するなど、効果的な広報活動を検討して参りたいと考えております。

問 この制度の大事なところは、寄付して頂いた方への気配り、寄付金の活用方法にあると思えます。小野町に対する思いを十分にかせる取り組みが必要であるとともに、ふるさとを思う気持ちに込められるような、しっかりとしまちづくりを進めていかなければならないと思えます。町長のお考えを伺いたい。

町長 私もご寄付いただいた方の思いを十分尊重し、その思いを的確に町の施策に反映させていくことが大切だと考えております。

特に、使途についてですが、一つには子育て、青少年育成などの次世代育成支援、二つには芸術、文化、体育などの文化、体育支援、三つには全般にわたるまちづくりなどを考えております。ま

た、ご寄付いただいた方に礼状や情報紙の送付、さらには広報「おのまち」でご芳名の公表などを検討して参りたいと思えます。

問 次に、生徒の携帯電話使用についてお尋ねいたします。

携帯電話については、各学校でアンケート調査を実施されていると思いますが、所有人数はどれくらいか、その中でフィルタリングをされているのはどれくらいか、また保護者へのフィルタリング講習会等はどうされているかなど、生徒の携帯電話所持についての考え方、指導内容も含めての対応を伺いたい。

※2 フィルタリング
見せたくないサイトをブロックする携帯電話等の機能。

教育長 携帯電話の所持及び使用について、町内二中学校において、実態把握のためアンケート調査等を行った結果、保有している生徒は一〇二名で、全生徒数の約二十六%が所持しております。また、有害サイトへのアクセスを制限するためのフィルタリングの実施状況については、子供に携帯電話を持たせる場合、必ず購入時にフィルタリングをかけるよう保護者の皆さんにお願いしているところではあります。途中でフィルタリングを解除するなど実態把握が困難な状況であります。

携帯電話の使用に当たっては、生徒に対する指導のほか、保護者に対し、携帯マナーブックの配布や学年PTA懇談会や個別面談、さらにはお便りにより、フィードバックをかけることは勿論のこと、さまざまな危険性を理解の上、正しい使い方を子供に指導するようお願いしております。

教育委員会といたしましては、生徒の携帯電話の所持及び使用について、全国的なトラブルの多発傾向から、各中学校に対し有害サイトの危険性、アクセスの自制、情報モラルの指導について徹底するよう指示しております。また、各学校においても携帯電話は学習には必要ないものであり、学校への持ち込みは禁止しております。所持使用する場合は、保護者の監督のもと、ルールを決めて使用すること、使い方やマナー、誹謗中傷の絶無、犯罪の未然防止などについて全校集会、学年集会で生徒に対して指導しているほか、携帯会社社員を外部講師に招いて携帯電話の危険性や利用マナー教室を実施するなど、正しい使い方について注意喚起を促すよう努めているものです。

問 子供の安全・安心を考えると携帯電話を持たせることも必要なのかもしれません。利用方法によっては大変便利なものでありますが、利用の仕方によってはメー

ルや書き込みによるいじめを助長したり、秋葉原の通り魔無差別殺傷事件のように、携帯電話のサイト掲示板に殺人予告をするなど、バーチャル的な仮想の世界を作り上げる道具になってしまふなどの危険性を伴います。そこで、苦慮されている保護者、生徒の携帯電話に関する専門的な相談窓口の充実を図るべきではないかと思えます。考えをお尋ねします。

教育長 携帯電話を子供に持たせる、持たせないということでは保護者の判断にゆだねておりますが、携帯電話は便利な反面、利用の仕方によってはさまざまな問題を発生させる原因となり得るものであり、携帯電話による誹謗中傷や犯罪の未然防止の観点から、保護者のフィードバックに対する理解や有害サイトに関する認識を高めることが必要であり、保護者に対してPTAの総会、学年通信等で使い方について注意を喚起するほか、学校において専門講師を招いての携帯電話の正しい使い方などの講習会を実施するなど、さらなる相談窓口体制の充実を図って参ります。

問 地域医療についてお尋ねいたします。
小野町保健委員会が設置されており、その委員に行政区長さんが任命されておりますが、保健行政

の円滑な運営、町民の皆さんの健康増進を推進するために体制強化を図るべきではないかと考えますが、保健委員会のあり方についてどのような考えがあるか伺いたい。

町長 町では行政区長をもって組織する小野町保健委員会を設置しております。保健委員会は保健衛生思想の普及、生活環境の浄化、健康づくり、献血事業等の推進のためご協力をいただいております。また、子供の健康づくりと子育て支援につきましては、同じ行政区長推薦による母子保健推進員を三十三名委嘱し、地域における子育て支援及び健康づくり事業への協力をいただいております。さらに食の面から地域の健康づくりを実践するボランティア組織、小野町食生活改善推進委員会におきましては町の健康づくり事業にご協力いただいております。高齢者の健康づくりや介護予防につきましては、単位老人クラブ、二十二団体の協力と活動のもと事業を推進しているところであります。現在はこのような地区組織や協力団体等で健康づくりを推進しておりますが、今後検討を進め必要に応じてさらに町民の皆さんのご協力をいただき、町の健康づくり事業を推進して参りたいと思えます。

の円滑な運営、町民の皆さんの健康増進を推進するために体制強化を図るべきではないかと考えますが、保健委員会のあり方についてどのような考えがあるか伺いたい。

問 次に、益々進むと考えられる高齢化社会の対応、医療費抑制のための健康づくり対策等地域医療を守り、安心して暮らせる町づくりのために行政区はもとより、各種団体、学校、機関、医療介護施設等の保健関係機関並びに行政機関などによる医療ネットワークを構築し、町民の皆さんのご協力を得ながら、地域医療全体の対策、対応を進めて行くべきではないかと思えます。そこで今申し上げた関係機関から成る協議会なるものを設置してはどうかと思えますが、見解を伺いたい。

町長 現在、町の健康づくりに関する審議機関として、小野町健康づくり推進協議会を設置しております。構成につきましては、県中保健事務所長、町内の医療関係者及び保健委員等の地区衛生組織代表、国保運営協議会長や女性団体の代表の方々などの学識経験者等により組織されております。この協議会におきましては、健康課題や町の健康づくり事業についてのご意見を伺い、協議いただき事業を推進しているところであります。少子高齢化、核家族が進む中で、地域の保健、医療、福祉の課題はそれぞれ重複した要因を抱えており、個人個人の努力はもとより、地域全体として関係機関の連携のもと取り組む必要があり、地域との連携強化が重要と認識しま

す。今後は町民の皆様を初め、地区組織及び関係機関との連携をさらに強化するとともに、小野町健康づくり促進協議会においても、幅広く関係団体等からのご意見を反映させた健康づくり事業と地域医療福祉施策に取り組んで参りたいと思えます。

問 今日においては、医療・介護・保健に関わることが複雑、多様化、そして高度化しており、特に高齢者の方々にはわかりにくく、不安に思うことが多いのではないかと思います。そこで町民の皆さんの健康に関するあらゆる相談を受ける、健康総合相談窓口の開設を考えるべきだと思えますがお考えを伺いたい。

町長 健康問題と医療・福祉の問題は相互に関連した部分もあり、町民の皆様が不安、心配、相談事も重複していることも多い状況だと思えます。特に乳幼児、障害者においては複雑化、重複傾向がなお高くなります。このような相談を一カ所で行えるよう関係部署を窓口周辺に設置し、個別の相談に対応できる相談コーナーを設置していただくと考えております。可能な限り一カ所での対応を行い、相談内容や情報を整理した上で必要な関係部署と連携し相談する体制をとっております。

す。今後は町民の皆様を初め、地区組織及び関係機関との連携をさらに強化するとともに、小野町健康づくり促進協議会においても、幅広く関係団体等からのご意見を反映させた健康づくり事業と地域医療福祉施策に取り組んで参りたいと思えます。

特に、高齢者の生活におきましては、健康・医療・介護は一連の問題であり、相談を一カ所対応する、いわゆるワンストップ相談が特に必要かと思えます。平成十八年四月より健康福祉課内に地域包括支援センターを設置し高齢者の包括的な総合相談に応じることとしております。そういう観点からも、健康福祉課が町民の皆様の総合健康相談窓口の役割を担っているところであります。窓口相談は町民サービスの第一線と考え、今後とも町民の皆様に適切な生活支援情報を提供するとともに一カ所安心して相談いただける環境整備に努めて参りたいと考えております。

問 次に行政情報のあり方について質問いたします。

町民の皆さんが生活する上で必要な行政情報が数多くありますが、町民の皆さんに余り周知されていないのではないかと思います。協働でまちづくりを進めていくためには情報の共有が必要不可欠であります。町長としてどのように認識しているのか伺います。

町長 行政施策を実施する上で、その施策を町民の皆様にご理解いただくことは大変重要であります。また、町民の皆さんがわかりやすく情報を入手できることもまた最重要だと考えます。私も町の

広報業務は重要かつ不可欠であると認識をいたします。行政情報を理解していただく方法として、広報「おのまち」、町のホームページ、行政区長にお願いをしているチラシの配布、新聞の折り込み、防災行政無線広報、窓口での情報の掲示などいろいろあります。町民の皆さんによりわかりやすく、情報を収集しやすいよう工夫をしながら、あらゆる手段を用いて情報の共有に努めてまいりたいと考えています。

問 町の行政情報の提供方法は、広報紙、防災無線、行政区ごとの回覧板、各課対応の広報チラシ、インターネットによる町のホームページ等、いろいろありますが、町民の皆さんに関心を持って頂くために見直し、検討が必要ではないかと思えます。例えば、各公共施設、行政区の集会施設等への掲示板設置、わかりやすい広報紙、広報チラシの作成、行政出前講座などの開設など、そのほかいろいろあると思いますが、取り組みに考えがあればお尋ねします。

町長 議員ご発言のとおり、わかりやすさを念頭に、広報紙に置いては紙面の構成、記事の厳選など、積極的に見直しを図りたいと思えます。いろいろある広報媒体の中で常に必要とする最新の情報をタイムリーに提供

するため、ホームページにも力を入れて取り組んでいます。さらに担当課を通じて有効に情報を伝達できるようにいろいろな方法、手段の開発に努めたいと考えています。

問 情報の共有化を図る上でも広報広聴が大切になってくると思えます。町民の皆さんが行政情報に対してどのような要望をもっておられるのか、一度広報のあり方についてアンケート調査をされてはどうかと考えますがお尋ねします。

町長 町といたしても情報に関する意識、情報収集の必要性を認識いたします。ブロードバンドの利用状況や携帯情報端末の普及、さらにはどのような媒体から情報を収集しているのか、いろいろな観点からアンケート

調査を含めて今後検討して参りたいと思えます。

※3 ブロードバンドインターネットなどのネットワーク回線の高速化



母子保健推進員会議

教育施設整備について

鈴木忠幸 議員

問 幼児教育施設についてお尋ねします。教育・保育の理念や目標を実現するためには、その手段の一つである施設においても、基本

理念が必要になってくるのではないかと思います。来年度には実施設計まで終了するスケジュールの中で、どのような方法で理念形成

を図っていくのか伺いたい。

町長 今後具体的な施設整備計画を策定する段階において、教育・保育の理念や目標達成のために必要な施設のあり方について十分な議論、検討を加えながら、施設整備計画の策定を進めて参る考えであります。

教育長 幼児教育施設整備構想に掲げた教育・保育理念であります。就学前教育充実の観点から幼保一元化を推進するため、平成十七年度より平成十九年度の三カ年、幼保連携パイオニア事業に取り組んで参りました。この取り組みの成果として取りまとめた教育理念や教育目標を幼児教育施設整備構想においても同様に掲げているものです。

子供は宝という考えのもと、保護者や地域の方々を合わせ、子供を安心して産み育てやすい環境づくりの観点から基本理念を定めたものであり、さらに健康で明るい子供など、四つの教育目標を掲げているのであります。この教育理念や教育目標達成には、具体的な施設運営方針や教育・保育のあり方、幼児期の教育課程の編成などさまざまな取り組みが求められますが、施設整備についても、この教育理念、目標達成の一翼を担う大きな役割を果たすことから、今後の具体的整備計画策定段階においてはこれまでの取り組

みの成果や今後の課題等も十分踏まえながら、教育・保育を預かる現場の職員や保護者の方々なども含めた幅広いご意見を組み入れながら、基本理念、目標達成に資する施設整備に努めて参る考えであります。

問 只今の答弁の中で、これから十分な論議を踏まえた上で形成をするということでありましたけれども、現場職員の方々や保護者という構成でしたがそれだけなんでしょうか。

教育長 それだけではありません。いろいろな有識者も含めてこれから幅広くその構成員なども考えていきたいと思えます。

問 職員の配置が同基本構想に記載されておりませんが、総合施設となった場合、構想の中では現在の職員数より職員数が減少する構想になっておりますが、三歳児において一クラス二十人を一人が担任し、五歳児においては三十人を一人の保育士の方が担当するというような構想ですが、逆に総合施設となると一クラスの担任が増えるのではないかと、逆に職員の方が増えるのではないかと思えますが、この施設総合の話のスタートが行財政改革からスタートしておりますので、職員適正化計画に縛られているのではないかと考えま

すがお伺いいたします。

教育課長 例えば、現在の五歳児について見ますと、五施設に分散しておりますので、八十四名の子供に對しまして各施設の総計で六クラスとなっております。六人の担当が必要となります。一施設に集約することにより同数の八十四名の場合でも三クラス、三担当で対応することが可能となります。

なお、これらの職員配置につきましては、基本構想におきまして、認定こども園の認定基準に関する国の指針に基づきまして定めた経過があります。その結果、三歳児保育では二十人、四歳児、五歳児については三十人に一人の保育士というように、国の指針に基づき計画を策定した経過であります。

問 国の方針に基づいてということですが、それはあくまで最低基準であって、現場の声はそうではないのではないかと思えます。現在五十二人いる先生方が三十八人になる計画ですが、国の指針どおりに現場が進むはずはなく、やはりこういった職員適正化計画のような計画に縛られることなく、必要なところには必要ない職員が必要でないかと私は思っています。現在、正職員の方々で足りない分を臨時の職員で補っている状況があって、そういった中で臨時職員の方々と同じ仕事をしながら

自分の保障において格差があると、そういったことのないように、せっかく総合施設をつくるわけですから、職員計画についても前向きな検討をお願いしたいと思います。

三歳、四歳、五歳児の子供たちの特別支援のための保育士の方々が二名ずつ配置されておりますが、この総合施設の概要を見ますと特別支援のためのスペースが確保されていないような気がいたします。これを今後どのように変更していくか、計画を立てていくか、伺いたい。

教育課長 特別支援の保育士の配置とスペースについてであります。特別支援を要する子供についても同じ教室内で生活することを基本とするもので、支援を要する子供の状況により同クラスに保育士を追加配置する考えであります。このような観点から、基本構想の施設概要においては専用スペースを図り上げておりませんが、今後の設計段階までには改めて検討を加えて参る考えであります。

問 次に幼児施設の位置についてお尋ねします。施設建設候補地については小野わかば幼稚園、中央さくら保育園施設用地が望ましいという一つの結果になっていますが、それについて

は教育委員会においてどのような議論があったか、それが第一点。

他の候補地が二つあげられています。その中でも検討を加えるということですが、今後どのような方法で検討されるのか伺います。

教育長 第一点目ですが、プロジェクトチームでの検討経過、そして、報告内容をもとに比較検討論議を行った結果、小野新町小学校との連携などを考慮し同敷地が望ましいんですが、さらに検討を加え最終的な建設候補地を選定すべきこととしたところです。第二点目ですが幼保連携施設整備プロジェクト段階の候補地を初め、新たな適地の有無も含め再度教育委員会等で検討を加えながら、基本構想において述べておりますように今後、諸条件に対するさらなる検討を加え、保護者及びこれから子供を産み育てようとする方々の意見等も踏まえて最終的な建設用地の選定を行うことといたしております。

問 次に小野中学校の整備基本構想について伺いたいと思えます。

四点の教育目標があります。安全で安心できる学校づくり、確かな学力、心豊かな人間

性、たくましく生きる力というのが目標であろうかと思いますが、その目標実現の方法として、構想の中では次世代型学習環境のあり方とあります。これは、基本構想の中のこの目標の四点の事項、すなわち、①が基本的な学力と心豊かな人間性をはぐくむ教育環境の整備、②が安全・安心で快適な施設環境の整備、③学校給食による健康的な心と体づくりの推進、④が地域との調和、コミュニティの拠点としての施設整備、これを施設の基本理念としているのかどうか伺いたい。

教育長 小野中学校施設整備基本構想に掲げました施設整備の教育理念であります。基本構想における施設整備の基本方針の中で、少人数学習による子への対応、総合的学習における個性の伸長といった教育的課題や環境配慮、^{※4}ノーマライゼーション、安全管理対策の充実、そして防災拠点施設などとしての活用といった幅広い視点からの学習空間づくりを求めていることとしております。さらに、具体的事項としましては、只今鈴木議員が言われました四つの事項を施設整備の基本構想として掲げたところがあります。これらを施設整備の基本方針としつつ、学校関係者、保護者の方々から成る建設検討委員会を設置し、施設

整備に際し幅広いご意見を十分に反映させながら教育環境の整備に取り組んで参る考えであります。

※4 ノーマライゼーション
すべての人が、同じ条件で生活を送ることができる社会に改善していくという営み

問 教育方針をもとに、これから建設検討委員会を立ち上げるということですが、具体的な構想は決まっているのでしょうか。

教育長 只今申し上げました基本理念、基本方針を具体化しつつ現在検討しているところであります。

問 次に校舎についてお尋ねいたします。

既にプロジェクトの段階で、教科教室型の校舎ではなく、普通教室型で想定されているようですが、こういうことを先に決めてしまうと、後々の建設検討委員会の足かせとなってしまうと思いが、教育委員会において普通教室型と限定した理由を伺いたい。

教育長 教科教室型並びに普通教室型、そのほかオープンスペース型などありますが、ともにメリット、デメリットがあると思えます。小野中学校の生徒数や規模で考えた場合のスケールメリットなども総合的に考慮し、基本構想段

階では普通教室型を想定しておりますが、今後、建設検討委員会でも論議や基本設計段階において、さらに総合的に検討を加えて参る考えであります。

問 検討委員会で検討していくということですが、一般の方々から成る検討委員会で最初に普通教室型と記述があれば、どうしてもその方向に進まざるを得なくなると思いますが、教育委員会では、教育委員の方々からそういった意見は出なかったのか伺います。

教育長 議論が出たかでないかというよりも、私らの考えではこれから学校関係者も含めますし、保護者の考え、有識者の考えも入れますので、もっと幅広く考えておりますので、ここで足かせになるという考えは持っておりません。さらなる検討をいただきたいと思っております。

問 次に中学校の整備基本構想をつくるにあたっては庁内のプロジェクトがあり、その中で、教育施設としての将来ビジョンの中で教育施設、幼保施設の一極化、一元化、また教育施設と社会体育施設の複合化、共有化が検討されていますが、十二月の教育委員会の基本構想では全く触れられておりません。教育委員会では

のような議論の結果か、伺います。

教育長 プロジェクトチームの比較検討段階で、議員ご発言の要素を加味した候補地の比較検討を行った結果、プロジェクトチームの報告書においても、現在の中学校敷地での建設を第一に考えるべきだとの結論に至っております。その後の教育委員会での議論においても、施設の老朽化、耐震対策の観点から、安全で安心できる教育施設としての改善が急務であり、早期の事業着手が可能なこと、教育施設としての立地条件、造成コストなどを総合的に勘案した上で、現在の小野中学校敷地を一部拡張し全面改築をするところとあります。

問 プロジェクトの意見を優先したと言っていますが、老朽化が進んで建設を急がなければならぬと、いろいろな理由がありましたが、そういったことと教育施設としての将来ビジョン、また教育施設と社会体育施設との複合化、共有化というのは別な問題ではないでしょうか。如何お考えか伺います。

教育長 別な問題というよりも、総合的に判断して、小野中学校の建設をすることを今まで積み重ねて来たわけですが、社会教育施設なども含めて検討した結果、現在の

場所にするとというのがベターでありベストであるという結論に達したわけであります。

問 別の視点からお尋ねします。

まちづくりの視点からの教育施設整備について、町長にお尋ねいたします。小野中学校の整備プロジェクトの報告書には、まちづくりの教育施設整備には検討を加えるべきだという書き込みがあります。二つの施設とも構想において現在の位置が望ましい、適地であると表現されていますが、町長はまちづくりの視点に立つたときどのようなお考えを持つのか伺いたい。

町長 まちづくりの視点からの教育施設整備のあり方についてであります。いろいろな視点で考え方があろうかと思えます。その中で小野中学校の改築につきましては、校舎の老朽化、耐震対策の観点からも安全で安心できる教育施設としての改善が急務であることから、教育委員会での結論を尊重し、現在の小野中学校敷地を拡張し校舎の全面改築をすることとしたところであります。また、幼児教育施設につきましては、基本構想段階で施設建設候補地として現在の小野わかば幼稚園、中央さくら保育園施設用地が望ましいと考えられるが、多様な教育・保育ニーズに対応可能な幼児教育施設面積の



中央さくら保育園

確保、施設への交通アクセス、防災及び送迎面での安全・安心の確保、幼児教育・保育に最適な周辺環境の確保などから、施設建設候補地の選定に当たっては諸条件に対する十分な検討を加え、最終的な建設用地の選定を行うこととされております。

各教育施設の整備、配置については、教育的見地より判断することが最重要視されるべきと考えておりますが、まちづくりの視点などを加味することも当然必要なことと考えております。小野中学校の全面改築につきましては、冒頭申し上げました状況から総合的に判断した結果として、現在地での早急な事業推進を図るものであります。幼児教育施設につきま

ては公共施設としてまちづくりに果たす側面も持ち得ておりますので、今後の教育委員会での検討を基本としつつ、まちづくりの視点も含めた総合的な見地より建設地の決定をして参りたいと考えております。

問 教育委員会から提示された施設整備候補地が、まちづくりの観点からものでいいと言っていることと理解してよろしいでしょうか。

町長 まちづくりの観点、また、教育施設の施設建設についても、いろいろな視点、考え方があって、いろいろな視点、一つの施設を利用するのに町民の方々がなるべく利用しやすい場所、さらにはまちづくりの活性化にも寄与するところ、様々な観点から検討されるべきものと思います。そういう観点から、小野中学校の建設用地につきましては、現在の敷地の拡張による全面改築という方針でありますので、それを是とするものであります。

問 幼児教育施設と小学校の連携、小学校と中学校の連携、幼小中一貫教育とまでは言わないにしても、連携することはこれからの教育の大事な一つだと思います。また、社会体育施設や学校教育施設、幼児教育施設は一つの場所にあり、子供と高齢者の方々は中心

市街地においていて、みんなの目の中で育っていったり、生活してもらったりするのが良いのではないかと思います。そしてそれが中心市街地に賑わいをもたらし原因になると考えます。この「中心市街地に教育施設を」ということに関して町長の考えを伺います。

町長 私も、中心市街地に高齢者の施設、あるいは幼児の施設、児童・生徒の施設等の配置が一番望ましいと考えます。そういう中で、限られたスペース、あるいは

は、施設そのものが必要なスペース、そのようなことも踏まえて用地の選定も必要かと思えます。歩いて通う場所も確かに好ましい風景であり、一つの所に集約されるのは効率的であり、それぞれの立場の人たちが接触し、顔が見えらる、そういう観点から大変すばらしいことかと思えますが、送迎、防災の観点から、ある程度の交通アクセス等の考慮、スペースの問題、あるいは現在ある施設を生かしながら改築を進める、いろいろな観点からも考慮が必要かと思えます。そのようなことから、

中心市街地により近い場所、それぞれの施設がある程度の距離で連携のできる場所、ベストがかなわぬ時には、よりベターな方策を取らざるを得ない場合もあるかと思えます。それを踏まえていろいろな観点から教育委員会には検討をしていただき、町といたしましてはできるだけそれにかなうような財政措置を考えていきたいと考えます。

一般廃棄物最終処分場について 処分場搬入期間切れ後の施設用地の利用について 中核交流都市小野町と近隣市町村接続道路 の整備について

橋本 健 議員

問 小野ウエストパーク一般廃棄物最終処分場が平成八年四月に稼働され、ダイオキシンなど限度内の数値をクリアいたしました。大きな抗争もなく、しかも五年延長して現在に至っているところでありますが、期限半ばにして処分場のかさ上げ問題が浮上して参りまして、一般廃棄

物最終処分場現地視察の際に会社側から議会に対し、説明要請を受けたわけでありますが、町側にこの問題に対し説明要請があったのか、そしていつ頃話が出されたのか、伺います。

町長 小野ウエストパーク一般廃棄物最終処分場につきまして



は、平成八年四月に搬入を開始いたしました。その後適正に管理運営されてきているところであり、平成十八年三月に完了する予定でありましたが、処分場の残余容量から埋め立てが完了しないため、平成十七年二月に五年間の供用期間延長の変更契約を締結したものであります。ご質問の処分場のかさ上げ、埋め立て処分量の増量につきましては、株式会社ウイズウエストジャパン社より、平成十八年十二月一日付と十九年九月五日付の二回にわたりまして同様の趣旨の文書をいただいております。

問 会社側から議会に対して要請があったわけですから、当然町側にも話は持ち込まれたものと思っております。三月定例会におきまして、十二番議員の質問に対しまして、かさ上げについて宍戸町長より「かさ上げはしない」と答弁がなされておりますが、ここに来て町長の考えに変化はないのか、またどのように対処するのか伺いたい。

町長 平成十九年三月定例会におきまして、十二番議員の一般質問の際にもお答えいたしました。福島県としてはかさ上げ、埋め立て容量の増を許可する理由が無いと聞いております。私といたしましても、地域住民の思いや、いわ

き市との公害防止協定の内容を踏まえ、処分場のかさ上げを考慮する状況にはないとお答えいたしました。変化は無いのかということですが、変わりはありません。

問 現在、処分場は五年延長の三年目にあたり、埋め立て量も九十五%近い数値を示しておるものと思われませんが、かさ上げを認めないとなれば、廃棄物の搬入は平成二十三年三月末で完全にストップする考えられますが、そのように考えてよろしいのか伺います。

町長 処分場の許認可、また運営の監視等、県の責任の範囲だと思いますが、町に対する説明におきましても、平成二十三年三月までの五年間で終了するとお聞きしておりますので、その後の搬入はないものと思っております。

問 処分場搬入期間が、平成二十三年三月で切れるわけですが、大変広大な敷地、建物があるわけですが、期間切れ後そのような用地をどのような形で利用するのか、あと二年と時間的にも差し迫っておりますので、町でも利用の計画はあると思いますのでお聞かせ願いたいと思います。

町長 現在埋め立て事業の終了方

法と処分場の閉鎖につきましては、株式会社ウイズウエストジャパンと福島県当局が協議中とお聞きしております。処分場がどのような形で終了するのかについては検討中とお聞きしております。最終的な閉鎖や跡地利用については町といたしても、県を含めた関係機関と協議を進めて参りたいと考えております。

問 処分場の隣地に自然公園がありますが、その自然公園等について関連性があるのか伺いたい。

町長 処分場跡地の利用計画には隣接している土地についても考慮が必要かと思っております。そのようなことから総合的に検討しなければならぬと考えております。

問 小野町の近隣市町村の接続道路の整備について伺います。

いわき市三和町との交流には、南田原西平線が利用されております。西平線と処分場が接している所までは舗装工事が完了しておりますが、その先、いわき市境までの短い距離ではありますが未舗装部分があります。

いわき市側は舗装になっており、小野町側は砂利道のままになっております。小野町は「交流、快適環境の町」を掲げておりますので、あまりにもいわき市との差があり過ぎるのではないかと

思います。ぜひ町側もその要望を満たしてやれないものか、伺います。

町長 小野町二級町道北ノ内・宮ノ前線から西平線の最終人家への箇所まで舗装を実施完了しているところであり、町といたしましては町内全域において、最終人家の接続箇所までの舗装を優先的に実施してきておりますが、未だに多くの人家まで未整備の町道が残っている現状であります。議員ご発言のとおり、近隣市町村との接続道路の整備は重要であると考えておりますので、今後優先順位や交通量の変化などを考慮しながら検討して参りたいと考えています。なお、整備するまでの間、通行に支障が生じないように採石等で対応し、安全・安心な道路整備を図って参りますので、ご理解をいただきたいと思います。

等を鑑みながら県との協議が必要になってくるかと思っております。小野・富岡線を含めて今後の対応策をどう考えているか、また、町に入りやすい道路づくりにどう取り組むのか、町長の考えを伺いたい。

町長 町に入り込みやすい道路対策についてはありますが、近隣市町村との交流、観光としての夏井の千本桜、リカちゃんキャッスル等々々町を訪れる方が増加しておりますが、道路の未整備箇所があり本町の重要な課題となっております。また、磐越自動車道路の四車線化やあぶくま高原自動車道路



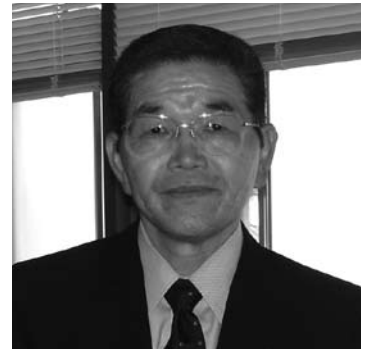
小野ウエストパーク一般廃棄物最終処分場

の整備により今まで以上の入り込みも期待されている中、高速交通網も整備されてきているところがあります。その中で相双地区からの交通ネットワークが悪い状況から高規格道路、いわゆる逆トラの整備が望まれ、また図られて来たところでもあります。しかし現在のところ、小野・富岡線の整備により対応する考えと県からは伺っておりません。

町といたしましては、県道、国道が未だ狹隘屈曲が著しい箇所が多く交通に支障を来している現状でありますので、引き続き要望活動等を実施してまいります。また、夏井の千本桜のピーク時には交通渋滞となり、一般交通にも支障を来している現状もあり、急速な整備を機会あるごとに要望しているところであります。

当町への流入、流出、及び町内の快適な移動を図るため、ソフト面において、現在県中建設事務所管内でサイン計画を策定し、わかりやすく統した案内標識の整備を検討しているところであります。以上により、入り込みやすい道路整備の促進を図って参りたいと考えております。

※5 サイン計画
案内板や標識をどのように設置したらよいか計画すること。



問 公立小野町地方総合病院について伺います。

町内のいろいろな方々から「毎年一億円以上の赤字が続く病院でこれからどうなるのか」、「自分や家族が病気になるたらどうなるか心配だ」、「病院がなくなったらどうなるか」など不安な話ばかり伺います。これでは安全・安心の町にはほど遠い気がいたします。

そこで公立小野町地方総合病院の収支についてですが、平成十八年、十九年と二年連続の黒字決算と聞いておりますが、近年の収支について伺いたい。

町長 平成十三年度以降につきましては、平成十五年度を除いて平成十七年度までの四年間で年平均一億二千円の欠損金が発生し平成十七年度の累積欠損金は七億九千七百七十一万円となっております。しかし平成十八年度決算におきましては不採算地区病院として特別交付税に算定され、各構成市町村から特別交付税措置分

公立小野町地方総合病院の現状と存続について

国分喜正 議員

としての負担のご協力を受けたことから、千七百二十九万四千円の黒字決算となりました。

次に平成十九年度の決算見込みであります。昨年九月末で二名の内科医が退職し、常勤医師が二名となり、十月以降の入院患者数が激減、また外来患者数も減少したことから、年度中間におきましては、大幅な赤字と現金不足が発生することが危惧されました。しかし、十一月以降において入院患者が増加に転じ、非常勤医師の応援も増えたことから外来患者数においても大幅な回復を図ることができたところであります。各種委託経費の見直し、臨時職員の削減、職員給与の5%カット、給食業務の外部委託、薬品、診療材料の在庫圧縮等、各種経費の削減に迅速かつ積極的に取り組んだ結果、現時点の数字ではございますが、最終的な損益は千四百万円ほどの黒字決算になるものと見込んでおり、現金の保有も前年度末に比べ改善していると報告を受けております。以上近年の収支状況について申し上げますが、二年連続の黒字決算とはいえ、未だ多額の累積

欠損の解消までは至っておりませんので、更なる経営努力を講じていく必要があるものと考えております。

なお、今年五月一日より内科の高橋昌秋医師が着任し、常勤医師は三名となっていることを報告いたします。

問 当地域における病院の立地条件を考えると、地域医療として、大変重要な役割を持たざるを得ない地域にあり、ぜひとも存続させていきたいものですが、町長としてどのように考えているか伺います。

町長 町といたしましては、中核的な医療機関であり、地域医療の存続のためにも、議員ご発言のとおり、地域医療を支え親しまれてきた公立病院を引き続き存続できるように私も考えております。また町民の皆様も望んでいると思っておりますので、引き続き公設公営で経営改革を可能な限り推進できるよう、公立小野町地方総合病院組合や構成市町村と緊密な連携をとり、さらにご理解をいただき、積

極的に支援してまいる所存であります。

問 昨年六月十九日、閣議決定された経済財政改革基本方針二〇〇七の中にある公立病院改革三項目、経営効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直し等それぞれが、再編ネットワーク化、経営形態の見直し等について、公立病院として平成二十年度中に公立病院改革プランの策定を求めているものであります。計画期間は経営の効率化が三年、再編ネットワーク化、経営形態の見直しについては五年度標準とされております。ガイドラインにおきましては、病床利用率七十%未満の病院における病少数の削減、病床利用率に応じた交付税措置の検討など、公立小野町地方総合病院に係る交付税措置額が大きく減少する可能性のある厳しい内容も記されております。経営の効率化におきましてはさらに計画的かつ迅速に行う必要があると思いますが、再編ネットワーク化については病院独自の計画、現実はなかなか困難なところがあり、県の動向等に注視し慎重に対応していく

極的に支援してまいる所存であります。

必要があると考えております。

次に経営形態の見直しについてでありませんが、病院の現状等を総合的に勘案しますと、現在の公設公営による運営を継続していくことが病院の存続のためには最善であると考えております。ただし、病院における意思決定の迅速化、的確な病院改革のためには、公営企業法の一部適用以外の運営方法などについても検討していくべきものと考えております。現在、病院においては院内に病院経営改革会議を設置し、改革プランの原案を策定するための検討を始めていると聞いております。原案策定後におきましては、各構成市町村等との協議を行い、本年度中に改革プランの策定を行う予定として各構成市町村は報告を受けているところであります。



公立小野町地方総合病院



交通対策について(総合交通対策) 学校図書及び教材の充実について 遠藤 英信 議員

問 平成二十年度の重点施策に関する三つの共通の課題について質問をいたします。一つ目は交通対策であります。福島交通の営業する路線バスについてであります

が、新聞報道によると、福島交通の会社更生法に基づく更正手続きが開始決定されたことにより、管財人の代理人は県に対し路線運行は従来どおりとする考えを示されました。町民にとっては欠かせない生活路線バスであります。小野町においての路線バスの運行確保のため今日までの現状と今後の対応について伺いたい。

町長 町といたしましては、自動車、バイクなど自ら移動手段を持たない交通弱者に対し、その足の確保のため、バス事業者に対し、地方バス路線維持対策事業補助金を交付しているところです。平成二十年度におけるバス路線は福島交通株式会社による永田経由後川線、小野・猿内線、郡山・小野線、小野・石川線の四路線であ

ります。昨年はJRバス関東株式会社のおき北線が廃止されましたが、利用者の足を確保するため、福島交通に路線の継続を強く働きかけ、福島交通小野・石川線として復活をしたところです。

本年、四月十一日、福島交通が会社更生法による更正手続きを行ったことは、生活路線の確保について危惧される情報ではありましたが、当該管財人としては債権に当たって採算面のみで路線を廃止しない旨、明言をしております。町といたしましては、町民の交通手段の確保のため、福島交通に対し引き続き補助金を支出するほか、路線維持のための働きかけを関係各位と共に行ってまいりる所存であります。

問 活力あるまちづくりの課題には、町なかのにぎわいを取り戻すことが必要です。日曜日には店の休業が多く、平日はシャッターが閉められた商店街が現実であり、憂慮すべき状況ではないでしょうか。町なかのにぎわいを取り戻すための施策として、地域循環バスの運行や児童・生徒の通学手段と

している通学バスの活用を図ること、さらにはタクシー会社と連携して、待ち時間の運用など、総合交通対策が早急に求められていると思います。今後の学校統廃合に伴う通学バスや路線バスのない高齢者住民の足を確保するためにも必要不可欠な課題であります。また、ガソリンも値上げしており、マイカーにも影響が出るものと思われま

す。地域の足を守るバスの役割は重要です。このことから将来の総合交通対策をどのように考えているのか、具体的な過程を含めて道筋を明らかにして頂きたいと思っております。

町長 現在の交通情勢を考えますと、民間事業者の路線バスにつきましては採算性の面から廃止、あるいは減便される懸念があり、また、現在の路線バスのみで地域交通が成り立たない現状であります。児童・生徒や高



福島交通小野・石川線

齢者の交通弱者の足の確保には総合交通対策は必要不可欠と考えます。コミュニティバス、医療バス、デマンドシステム等を含め、民間事業者との連携も視野入れながら、使い勝手の良い新交通システムを構築することが必要であると考えております。

問 以前にデマンドタクシーというようなことも研究されたというお話を聞いております。さらには新聞等でコミュニティバス運行等々報道されておりますので、この対策についてはいつ頃までの期間にめどを立てるのか、例えば、学校統合の問題等もありませんので、その辺りをめどに対策をき

※6 デマンドシステム

住居の方が希望する場所から場所迄の移動を、乗り合いにより提供するシステム

ちんとするのがどうか伺いたい。

町長 現在どのようなシステム、何が可能なか、情報の収集、あるいは検討を進める段階であり、できるだけ早い時期に解決できるように町としては努力したいと思います。

問 次に学校図書費の問題ですが、全国の自治体では学校図書館の充実を図るために交付税の二割が流用されているとの報道がされました。小野町において学校の図書目標冊数、学校図書館図書標準に照らした現況についてどのようになっているのか伺いたい。

また、児童・生徒の読書に対する現状把握等々、生徒の読書数とが国語力向上をさせるためにも必要である読書対策について伺いたい。なお、各学校の図書の蔵書数もお聞かせ願いたい。

教育長 町の小・中学校においても平成十五年三月に制定された学校図書館図書基準に沿って図書の整備を進めております。蔵書数については、平成十九年度現在で小学校において図書基準三万二千八十冊に対し四万三千三百五十冊であり、中学校については、図書基準の一万六千六百六十冊に対して一万四千三十四冊であります。

校図書館の図書の購入に当たっては、子供の読書活動の推進を図ることは言うまでもなく、総合的な学習の時間など多様な教育活動をしていくために必要な図書を、各学校において吟味し購入しております。現在図書基準に満たない学校については計画的に図書の充実を図っております。

次に小・中学校における読書活動についてですが、各学校とも始業前に全校一斉の読書活動を行っており、小学校においてはふるさと文化の館と連携しながら、読み聞かせや本の紹介をするブックトークを行っております。

また、児童・生徒が中心となって図書便りを発行したり、自分で読んだ本を友達に紹介したりするなど、読みつ放しにさせないよう工夫しながら取り組んでいるところでもあります。国語教育の目標である聞く力、話す力、読む力、書く力を養うためには読書活動は欠かせないものであり、授業で用いた作品の作者や他の文献などを紹介するなどして、図書館の利用促進を図っております。自ら本に手を伸ばす習慣が身に付くよう今後とも努力してまいります。

問 次に学校教材について伺います。新聞報道によれば、福島県でも各町村の教材費の予算化率は四十一・四%となっております。小野町ではどのようになっている

のか伺いたい。さらに健全育成や体力向上など教育環境を整備するためにも、教材費の適正な運用を求めるものであります。そのためにも教育現場の声を十分反映される対応策についても伺いたい。

町長 平成十八年度においては十四・七%の充当率であります。これはIT教育重視の観点から児童・生徒用のパソコンの導入を図ったもので、それらを含めますと六十一%の充当率となります。小・中学校の教材備品の購入にあたっては文部科学省から教材機能分類表が示されており、各学校においてはこれを参考としながら、教育目標、教育課程や特色ある学校づくりに対応して、弾力的、効果的な教材整備が可能となっております。町では各学校の



自主的な採択や裁量を尊重し、学校ごとの要望を踏まえて予算を計上しておりますが、今後も学校の

特色を教育活動に生かせるようメリハリのきいた教材整備に努めてまいりたいと考えております。



小野新町小学校図書室

企業誘致の推進について 市街地に公園建設を

石戸 浩 議員

問 企業誘致の推進について町長の考えを伺います。

町の活性化を図る上で最も有効な施策の一つは企業誘致であると考えます。元氣のある町、風

格のある町とは、人生経験豊かな老年・熟年層・働き盛りの壮年・青年層、そして次代を担う少年・幼年層がほど良いバランスで住んでいる町をいうのだらうと思いま

すが、町の活力の源泉は何と言っても若者と子どもであります。苦勞して学校を出しても、あるいは夢と希望を胸に抱いて学校を卒業しても、思うような働き口が無いために若者がふるさとを離れていく、このような現状を打破しなければなりません。企業誘致を積極的に推進し、定住と雇用の確保を図っていただきたいものであります。企業が地方進出を考えると、どんな戦略構想をもっているのか、町はどのような受け皿を用意できるのか、ナマの空気に触れ、ナマの声を聞くことが大事だと思います。そこで次の二点を提案したいと思います。第一点は担当職員を定期的に福島県東京事務所出張させ、情報の収集や発信など福島県との情報交換を密にし、企業誘致のノウハウを体得させて、町長のトップセールスに生かされてはいかかと思えます。第二点目に首都圏在住の方々を中心に設立された「ふるさと小野町会」のご協力をいただいてはどうかと考えます。会員の中には豊かな人脈や経験をお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。例えば企業誘致アドバイザーとして、企業紹介や企業訪問などにお力添えをいただければいかかかと思えます。町長の所見を伺いたい。

町長 議員ご発言のとおり町の活性化には定住と雇用の確保が必要

であり、そのためには企業誘致が最優先施策であることは私も全く同感であります。第一点目の提案ですが、これまで以上に担当職員を東京事務所や財団法人日本立地センター、あるいは民間企業に定期的、計画的に派遣することも大変重要と考えます。情報収集を行う企業誘致の計画を立てるとともにトップセールスに生かして生きたいと考えます。第二点目の提案ですが企業誘致には情報収集が最大の効果を発揮すると考えますのでご提案のとおり「ふるさと小野町会」の皆様など、首都圏在住の方々にも情報提供をいただくことは大変重要と思えます。そういうことから小野町出身の方々から積極的に情報収集を行っていく所存であります。町に所在する企業、あるいは福島県に進出している企業、いろいろな方につてを頼り関係を頼りながら積極的に進めてまいりたいと考えます。

問 次に公園建設について伺います。

町の中心市街地に老若男女を問わず利用できる公園の建設をぜひお願いしたいと思います。現在、町の中心部には万景公園、中央児童公園、運動公園などがありますが、いずれも狭かったり、長い石段、急な坂道など一般道路からそこへ行き着くまでの高低差がかなりあるために、高齢者の方やお母

さんと一緒に遊ぶ子ども達にとっては利用しづらいのが現状です。ご高承のとおり、公園は町民が健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠な施設であり、大人にとっては癒しの空間、次代を担う子ども達にとっては大切な学びの場でもあります。また、火災や災害などの有事の際は避難緩衝地帯として活用できる側面も併せ持っています。公園建設については、町民の皆さんばかりでなく、連休やお盆で帰省される方々からもぜひこの声が寄せられています。わが町が誇れるもの、自慢できるものをつつず創り上げ、小さくてもキラリと光る町にしたいと考えております。第三次小野町振興計画の中にもその必要性が盛り込まれていますが、町民の待望久しい公園建設を第四次小野町振興計画の重点事業に位置付け、早期の実現を図るべきと考えるが、いかがお考えか伺いたい。

町長 現在都市公園として小野

公園、児童公園、中央児童公園、森林公園として日影南麓緑とのふれあいの森公園、農村公園として夏井地区農村公園、湯沢地区農村公園等が整備されてきたところでもあります。議員ご発言にもありましたが、公園には地域住民の身近な憩いの場、児童の遊び場、高齢者のふれあいの場、そして災害等発生時の避難場所として活用できる場として大変重要な施設であります。私も街中に老若男女を問わず利用できる公園の建設が町民の待望久しいことは十分に承知しております。今後の第四次振興計画や右支夏井川の河川改修事業に



中央児童公園

議会を傍聴しましょう。

傍聴手続きは簡単…
住所・氏名を記入だけです

詳しくは事務局まで ☎72-6930

合わせて、さらには既存の用地を活用しての公園の整備に向けて検討を進めて参りたいと考えております。

第2回臨時会 7月14日

平成20年第2回臨時会が7月14日に開かれました。提出された案件は次のとおりで、それぞれ原案のとおり決定いたしました。

◇地方自治法の一部を改正する条例の整理について

地方自治法の一部改正により議員の報酬の支給方法等が他の行政委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、関係する二つの条例、議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、小野町特別職報酬等審議会条例中「報酬」を「議員の報酬」に改めるものです。

◇地方道路交付金事業七生根線道路拡幅・舗装工事請負契約について

平成十六年度から五カ年計画により地方道路交付金事業として継続で実施している町道七生根線道路拡幅・舗装工事の二十年度事業として実施するものです。

拡幅・舗装について地方自治法第二百三十四条の規定に基づき七月八日に入札執行した結果、株式会社石覚組が落札したことに伴い契約を締結するため、地方自治法第九十六条第一項第五号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第二条の規定により議会の議決を求められたものです。

◇財産の無償譲渡について

「笑顔とがんばり小野町定住・二地域居住推進事業実施要領」に定める町有林おすそわけ事業の第二号申請がなされたため、町有林の杉十立方メートルを無償譲渡するものです。

二名の農業委員を推薦

小野町農業委員の任期満了にともない、法の定めにより議会で推薦するもので、次の方々を推薦しました。



国分 英孝
(小野山神)



長谷川 栄伸
(湯 沢)

常任委員会 行政調査

総務文教 常任委員会

調査先 高知県
須崎市・梶原町
委員長 久野 峻

去る六月二十四日から三日間の日程で常任委員会では今後の委員会活動の一助とするため、高知県の須崎市と梶原町へ行政調査を実施いたしました。今回の調査は須崎市における「教育行政について」と「学童保育の現状と対策について」、また梶原町では「まちづくり対策について」と「環境対策について」を目的とした行政の取り組み状況の説明を受け調査して参りました。

初めに須崎市における教育行政及び学童保育の現状と対策について須崎市議会議長、教育委員会教育長外それぞれの担当課長からの説明をいただきました。

須崎市は昭和二十九年十月須崎市を中心に五町村が合併し、市制が施行されました。高知県のほぼ中央に位置する黒潮が流れる太平洋に面した非常に温暖で四季の調和が良く、降雪は少なく、雨量が多い高温多湿で作物の成育に適している所ですが、合併当初の人口が三四、一九二人、現在では二五、七〇五人と減少し、年

齢別人口割合は六十五才以上の高齢者が二九、四%、年少人口（〇～四歳）が一・六%と少子高齢化が急速に進んでおります。

文教施設では、小学校が九校（児童数一、一三六八）児童数の最も少ない学校は二十九人、多い学校で四四七人、中学校は五校（生徒数五六二）で、六十五人以下の中学校は三校、年々生徒数も減少し、施設も老朽化しているため耐震問題等で市では検討委員会を立ち上げ統廃合も視野に入れ検討中であるとのことでした。保育園は市内に十一園あり、内訳は、市が経営している施設は四園（園児一六三人）、民間保育協会施設が七園（園児四一四人）の児童数合計が五七七人で定員の六七%の入園率になっております。職員数は二一六人（臨時職員三十二人）で、経営体市と保育協会との協調・連携の取れた運営を実施しております。須崎市教育研究所の設置により教育の振興を期するため、学校・保育園・幼稚園・教育関係諸団体、保護者及び地域の人々と連携し、教育上必要な諸問題を調査研究し、「子供たちの生きる力を育む」たくましく、心豊かな人づくり」を運営方針並びに研究主題としており、諸問題の解決も含み取り組んでいる状況であります。

次に「四万十川」源流の梶原町においては、高知県と愛媛県の境に位置する人口四、六〇〇人、総面積二、三六平方キロメートルの広大な自然環境に恵まれた森林率九一%の山

間の町で、その町づくりは、狭くて大変危険な中心地の道路整備をきっかけに始まりました。その解決の方法を探るため、地域住民から委員を選び、道路整備、まちづくりについてのアンケートや説明会を実施し、平成十二年六月に梶原町再生委員会（通称たくみの会）を発足、「道路だけよくなるだけではいけない！町を活気づけるためにもまちづくりを考えていこう！」という住民パワーで豊かな自然環境を活用したまちづくりが始まりました。化石燃料（石炭・石油・天然ガス等）は使い続けられれば地球温暖化を促し環境破壊にされされ、さらに日本のエネルギー自給率は一九%で電気・ガス・ガソリンなどの多くは海外からの輸入に頼っている現状を背景に、町では自然エネルギーのほか、木材資源や一般家庭及び工場等から排出される廃棄物の利用などに注目し開発を進めておりますが、高価なため少しの利用にとどまっております。色々な分野の方々が構成された「たくみの会」等で開発導入に積極的に取り組んでいます。

全国から注目を集めている町が『梶原町』であり不便な立地条件を逆にプラスへと転換を図った施策の成果の主なもの、

- ◎自然の向こうにエネルギーを見る
- ― 風力発電 ―
- 標高一、三〇〇mの発電風車三基設置

発電量 年間三、三六五kWh
発電
—太陽光発電—

町施設（小学校・交流館・老人施設・役場庁舎等）の十施設で導入

発電量 年間三二、七八kWh
CO₂削減量 年間三五、五九kg
石油消費削減量 年間五一、四六リットル

一般個人住宅でも八十六戸が設置（一部町補助）

—地熱利用—
熱源は地中深度一〇〇mまで掘削したパイプ二十七本により採取した地中熱を圧縮加熱し、四季を問わず年中使用できる雲の上の温水プール

◎森を守り育ていく町

—国際基準の森林認定取得—
団体として国内で始めて一九九三年に取得（梶原町森林組合が主体）し、森を守り育てている。

—町産材を使用した施設づくり—
・梶原みどりの家
・身障者療養施設八八七名入所
・梶原町総合庁舎

①町民の命を守る
②町民が利用しやすく

③環境に配慮した町産材利用
二〇〇六年十月に完成した木造としての庁舎では日本で最も規模が大きく、農協、商工会、銀行も入居し、利便性を図っている。

◎ゆすはら環境の森プロジェクト成果目標

頑張る地方応援策として総面積の九一%を占める森林面積は、取り巻く環境の厳しさの中で人と森林の共生関係を築く目的から条例を制定し、水源林の育成と間伐材の有効利用を進め、森林の持つ多面的な機能の増進を図る。

具体的な成果目標として
・木質バイオマス循環モデル事業燃料用ペレットの生産目標を一、八〇〇トンとする。
・森林資源有効活用整備事業作業路二〇、〇〇〇m設置する。

・水源地域森林整備事業
平成十八年末五、四六五haの国際認定林を一、八〇〇ha拡大し、平成二十一年末七、二六五haとする。

以上のように四、六〇〇人の少ない人口であり、住民主体のまちづくりについて、自然環境を生かし、どのように再生するか、四部会九十二名の組織により実施し、行政としても住民の福祉向上のため、共生・結束調和を目標に遂行しているそうです。

今回の行政調査において少子化に伴う教育行政、更には自然環境を生かした林業主体の町づくり環境対策について調査できたことは大変参考になりました。わが町とは共通の問題があり、行政と関係機関町民の方が更に一体となり取り組むことが必

要であるという思いを一層強くした行政調査でした。以上、報告いたします。



総合文教常任委員会行政調査

厚生産業建設

常任委員会

調査先 山口県下関市
福岡県宗像市
委員長 鈴木 忠 幸

当常任委員会では七月一日から三日間の日程で山口県下関市と福岡県宗像市へ行政調査を実施いたしました。下関市においては「子育て支援センターを中心とした就学前の子育て支援施策について」、宗像市においては「道の駅の設置運営も含めた産業振興施策について」調査研修を行ったものです。

下関市は合併後の人口三十万人弱の都市で、福祉部の中に子ども課を設けており、県においても健康福祉部の中に子ども未来課というセクションがあり、行政機能的にも就学前の子育て支援に対する思いが感じられました。規模的には保育所の数では公立が

二十七カ所、市立が三十三カ所と小野町とは比較できませんが、子育て支援の施策メニューの豊富さには見習うべきものがあると感じました。次世代育成支援行動計画においては平成二十一年度を目標年度として数値目標を掲げており、その数は二十五に上ります。子育て支援センターも十二カ所の保育所に併設されています。施策の中でも興味を引いたのは、ホリデイ保育事業（休日の保育を行う）、赤ちゃんホーム（一歳未満児を預かる）、ファミリー・サポート・センター（保育の援助をする人を仲介する）等は充分参考にすべき点かと感じました。

福岡県宗像市は県北の玄界灘に面した人口九万五千人の都市です。市内には年間二百万人が訪れるという宗像大社があり、その観光客と農業、漁業から成り立っています。また近年では福岡市のベッドタウンとしても住宅が増加しているようです。目的の「道の駅むなかた」は、商工会・宗像漁協・鐘崎漁協・農協・観光協会が出資し（株）まちづくり宗像を設立させ、その管理運営を宗像市に委託しています。規模的には直売所とレストラン等で八百平方メートル、駐車台数が百九十台弱と特別大きなものではないと思いましたが、施設に行ってみると買い物客等で混雑していました。直売所というと農産物や海産物があるだけかと思いましたが、道の駅をアンテナショップとし、地域ブランドの確立に力を入れていると感じました。収支計画については今年度六億五千万円の売上目標に対し、

十億円を達成できると、道の駅設置に要した市の単独費に見合う額まで、年間一千万円ずつの返済を受けられるほど聞いて驚きました。宗像大社の近く、かつ玄界灘に面しているという立地条件だけでなく、行政の取り組みも大きく影響していると感じました。時間が無く詳しい話は聞けませんでした。宗像市の産業振興戦略プランがあり、地域ブランドの確立によって、地域にお金を生み出す仕組みづくりを、目指すもので、より高く売る仕組み、より多く売れる仕組み、市内でお金を循環させる仕組み、市外からお金を呼び込む仕組み等が行政の計画書に明記されていることに感銘を受け、行政がお金というものに言及することに大変新鮮さを感じました。首長がそのような考えを持っているので「我々にもできる」という担当者の話でしたが、このプランのためにもう一度訪問したいと思えました。

両市ともなかなか小野町とは比較になりませんが多様な啓発を受けた行政調査だったと考えております。



厚生産業建設常任委員会行政調査

議会日誌

5月

- 4日 ふれあいの森公園オープンングイベント
- 7日 田村地方PTA連絡協議会総会
- 8日 田村地区ゲートボール大会
- 9日 議会運営委員会
- 12日 月例全員協議会
- 14日 福島県町村議会議長会正副会長会
- 15日 田村広域行政組合協議会
- 18日 田村地方市町議会議長会
- 19日 小野警察署存続要望活動
- 20日 矢大臣山開き
- 22日 新人議員研修会
- 24日 全国町村議長会議長会正副議長研修会 東京都(21日まで)
- 25日 福島空港アクセス道路建設促進期成同盟会監査
- 26日 福島空港アクセス道路建設促進期成同盟会監査
- 27日 郡山地方広域消防組合議会
- 28日 高柴山山開き
- 30日 JAたむら通常総代会



町長杯行政地区対抗壮年ソフトボール大会(6月1日)

6月

- 1日 町長杯行政区対抗壮年ソフトボール・家庭バレーボール大会
- 2日 航空自衛隊大滝根山分屯基地52周年記念式典
- 3日 議会広報編集委員会
- 4日 都市計画審議会
- 7日 福島県町村議会議長会定期総会
- 8日 小野町更生保護女性会総会
- 9日 ふるさと小野町会総会
- 11日 福島県消防協会田村支部幹部大会
- 12日 小野地区防犯協会連合会定期総会
- 14日 企業対策特別委員会
- 15日 議会運営委員会
- 17日 全員協議会
- 18日 小野町異業種交流会定例会総会
- 20日 広域基幹河川改修事業「右支夏井川」建設促進要望
- 21日 第2回定例会(17日まで)
- 22日 田舎暮らし体験ツアー
- 24日 県南柔道大会
- 25日 月例全員協議会



福島県消防協会田村支部消防操法大会(7月20日)

7月

- 1日 商工会との意見交換会
- 3日 区長会との意見交換会
- 7日 小野町青少年育成町民会議総会
- 11日 小野町建業会定期総会
- 12日 総務文教常任委員会行政調査・高知県(26日まで)
- 14日 小野町ふるさと暮らし支援センター通常総会
- 15日 鹿島トメナ氏百歳賀寿贈呈式
- 17日 小野町労働改善協議会通常総会
- 18日 シルバー人材センター総会
- 20日 厚生産業建設常任委員会行政調査 山口・福岡県(3日まで)
- 21日 少年の主張作文コンクール発表大会
- 22日 阿武隈高原中部観光連絡協議会総会
- 23日 町有林おすそわけ事業認定通知書交付式
- 24日 ようこそ小野町定住祝い金交付事業認定通知書交付式
- 26日 小野町農業委員会委員一般選挙当選者当選証書付与式



サマーキャンプ中学生の翼結団式(7月23日)

- 8日 高度救助隊発隊式
- 9日 小野町戦没者追悼式
- 10日 小野町交通対策協議会
- 11日 月例全員協議会
- 12日 田村地方市町議会研修会
- 14日 社会を明るくする運動田村地区大会
- 16日 公立小野町地方総合病院組合協議会
- 17日 議会運営委員会
- 18日 全員協議会
- 19日 第2回臨時会
- 20日 福島県市町村教育委員会
- 21日 連絡協議会田村支会総会
- 22日 企業対策特別委員会行政調査 東京都(17日まで)
- 23日 福島県消防協会田村支部消防操法大会
- 24日 福島県町村議会議長会正副会長会
- 25日 福島県町村議会議長会理事
- 26日 小野町監事合同会議
- 27日 小野町農業委員会委員選任辞令交付式
- 28日 サマーキャンプ中学生の翼結団式
- 29日 小野町小学生水泳大会
- 30日 外国人社会教育指導員英語サマースクール講師歓迎会
- 31日 元小野町消防団分団長吉

あしがき

猛暑が続いた今夏でしたが、四季の移りは早く、初秋の風が肌寒く感じますこの頃、お健やかに過ごされることと思います。今秋が天候不順等の影響がなく農産物の大収穫を期待したいものです。

「おのまち議会だより」が町民の皆さんに期待される情報発信誌とするために、議会活動を一層、努力し、充実した紙面づくりに努め、議会報告をさせていただきます。

皆さまから親しまれ、愛読される「おのまち議会だより」をめざします。

編集委員 遠藤英信